



Q 普段は仕事が忙しく、家族や友人と過ごす時間がなかなかありません。早く帰り、夏休みも家族変革する「ゆう活」(ゆ



A とゆつくり過ごしたいと思いますが、何かいい制度はありませんか。
働き方の見直しに向けた取り組みとして、夏の間は朝早くから働き始め、

「ゆう活」と「プラスワン休暇」

うやけ時間活動推進) 定を結べば、付与日数を推進しています。のうち5日を除いた残り
鳥取労働局働き方改革推進本部でも、朝型勤務の活用など企業の勤務の活用など企業の実情に応じて取り組んでもらうよう、労使団体、企業トップなどに要請しています。
また、休暇制度の活用も考えられます。内閣府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、年次有給休暇取得率を70%とする目標が掲げられていますが、2013年では48.8%となっており、年次有給休暇は労働者が請求した時期に取得できますが、労使協力が必要です。
詳しくは鳥取労働局労働基準部監督課へお問い合わせください。

夏の間に年次有給休暇を組み合わせる「プラスワン休暇」で連続休暇を取得していませんか。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703